

不動産競売事件の申立書類等について（平成29年1月4日～同年3月31日）

松山地方裁判所本庁

1 不動産競売申立てに必要な書類

別紙を参考にしてください。

2 不動産競売申立てに必要な費用

(1) 収入印紙

ア 競売申立手数料

(ア) 担保不動産競売の場合

担保権1個（共同担保は1個と数える）×4,000円

(イ) 強制競売の場合

債務名義1個（債務者複数の場合はその人数）×4,000円

イ 登録免許税（領収済通知書の領収証書でも可）

請求債権額（1,000円未満切捨て）×0.004

＝登録免許税（100円未満切捨て）

請求債権額は、元金、利息、確定損害金の合計額となります。根抵当権で、請求債権額が極度額を超える場合は、極度額を請求債権額として計算します。

ウ 代理人許可申請手数料

この申請をする場合は500円

(2) 民事執行予納金（現金）

申立受付後、裁判所から「保管金提出書」と「振込依頼書」を送付しますので、「振込依頼書」を使用して最寄りの金融機関から所定の金額を振り込んでください。振込後、この「振込依頼書」の2枚目である「保管金受入手続添付書」（右上に「裁判所提出用」の表示があるもの）と必要事項を記載した「保管金提出書」とを併せて裁判所会計課（支部の場合は庶務課）に提出（郵送可）しなければ、裁判所に納付したことになりませんので、注意してください。

裁判所に納付されたことを確認した後に、競売開始決定を行う取扱いになっていますので、速やかに納付手続をされるようお願いいたします。

[納付額]	目的物件の筆数が	1筆まで 50万円, 2筆まで 60万円, 4筆まで 70万円, 6筆まで 80万円, 10筆まで100万円, 15筆まで150万円, 16筆以上200万円
-------	----------	---

3 管轄等

不動産競売事件の管轄裁判所は、目的物件の所在地で決まります。

なお、平成29年2月1日から同年3月31日までについては、松山地方裁判所（本庁）への申立ても可能となります。詳細につきましては、別に掲載している「お知らせ」を参照してください。

(1) 松山地方裁判所（本庁）の管轄区域

松山市，伊予市，東温市，上浮穴郡，伊予郡，喜多郡，大洲市，八幡浜市，西予市の内三瓶総合支所の所管区域，西宇和郡，今治市（宮窪町四阪島を除く），越智郡

〒790-8539 松山市一番町三丁目3-8 松山地方裁判所 電話 089-903-4355, 089-903-4356(いずれも直通), FAX 089-941-1041

(2) 松山地方裁判所西条支部の管轄区域

西条市，新居浜市，四国中央市，今治市宮窪町四阪島

〒793-0023 愛媛県西条市明屋敷165 松山地方裁判所西条支部 電話 0897-56-0687(直通), FAX 0897-55-9647

(3) 松山地方裁判所宇和島支部の管轄区域

宇和島市，西予市（三瓶総合支所の所管区域を除く），北宇和郡，南宇和郡

〒798-0033 愛媛県宇和島市鶴島町8-16 松山地方裁判所宇和島支部 電話 0895-22-0091(代表), FAX 0895-22-0116
--